

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

- １ 特定貸付けに関する届出書の「２ 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) (1)を○で囲んだ人

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

- (2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

- イ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

- ロ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**
- ・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

- (3) (3)を○で囲んだ人

- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

- ２ 平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。)が特定貸付けを行った場合には、その農業相続人が有する特例農地等が相続(遺贈)により取得した日において市街化区域内農地等である旨及び特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

(資 1 2 - 1 2 0 - 4 - A 4 統一)

通信日付印の年月日		確認印	番 号
年 月 日			

**賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書**

整理簿番号 ※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

_____ 税務署長 _____ 〒 _____

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ ④ 電話 _____

租税特別措置法 第 70 条の 4 の 2 第 1 項
第 70 条の 6 の 2 第 1 項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

平成 年 月 日に 賃借権等の消滅
耕作の放棄 があり、新たな特定貸付けを行いましたので、

第 3 項
同条 第 5 項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

第 8 項

1 贈与者 等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭 和 年 月 日 平 成	

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。)

(事情の詳細) _____

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
新たな特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の新たな存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

※印は記入しないでください。

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内

B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき

新たな特定貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ 賃借権の消滅等があった場合

「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。

ロ 耕作の放棄があった場合

「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

**「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について
新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧**

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、届出書の「3 新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

1 (1)を○で囲んだ人

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

2 (2)を○で囲んだ人

次に掲げる(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げる書類

- (1) 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**
- (2) 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**
 - ・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

3 (3)を○で囲んだ人

- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(資12-121-3-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

整理簿番号	※
-------	---

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住 所

氏 名 ③ 電 話

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

平成 年 月 日に 賃借権等の消滅 があり、平成 年 月 日に自己の
耕 作 の 放 棄

第3項
第5項
第8項
の農業の用に供し、同条 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者
被相続人 等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 被相続人 相続（遺贈）	昭 和 年 月 日 平 成	

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称
特 定 貸 付 け を 行 っ た 年 月 日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

（資 12-122-1-A 4 統一）

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のA又はBに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき
自己の農業の用に供した日から2月以内
- この届出書は、次により記載してください。
- 1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。
 - (1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合
 - イ 賃借権の消滅等があった場合
「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。
 - ロ 耕作の放棄があった場合
「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。
 - (2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合
「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。
 - 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
 - 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
 - 4 この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
 - 5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
 - 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長

〒

申請者 住 所

氏 名

☎

電話

租税特別措置法第 第 70 条の 4 の 2 第 1 項
第 70 条の 6 の 2 第 1 項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 年 月 日に賃借権等の消滅
耕作の放棄 があり、同日から 1 年以内に新たな特定貸付けを行う
第 4 項
見込みです。ついては、同条 第 8 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令
第 40 条の 6 の 2 第 3 項
第 40 条の 6 の 2 第 7 項 の規定により承認申請します。
第 40 条の 7 の 2 第 5 項

1 贈与者
被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続（遺贈）により取得した年月日	昭 和 平 成	年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称
特定貸付けを 行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日 （特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）	平成 年 月 日
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に特定貸付けができない事情 （事情）	
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。	
上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号のすべてを○で囲んでください。）	
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-123-1-A 4 統一)

※印は記入しないでください。

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内です。

○ この申請書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の6の2第1項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第3項」、「第8項」、「第40条の6の2第7項」及び「第40条の7の2第5項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第3項」、「第4項」、「第40条の6の2第3項」及び「第40条の7項の2第5項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の4の2第1項」、「第4項」、「第8項」、「第40条の6の2第3項」及び「第40条の6の2第7項」の文字を抹消します。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。

4 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。

5 この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

1 (1)を○で囲んだ人

承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

2 (2)を○で囲んだ人

承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

3 (3)を○で囲んだ人

承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

(資12-123-3-A4統一)

贈与税の免除届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に _____

_____したので、租税特別措置法第70条の4第34項
の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の6第66項の規定により
届け出ます。

届出者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____
印 受 贈 者

記

○ 昭和 ____ 年分 贈与税
平成 ____ 年分 贈与税

○ 免除を受ける贈与税の額 _____ 円

※ 印欄は記入しないでください。

関与税理士

電話番号

(資12-26-1-A4統一)

相続税の免除届出書

税務署
受付印

猶予整理簿	検 算
※	※

平成____年____月____日

____税務署長

平成____年____月____日に____

____したので、租税特別措置法第70条の6第39項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7第66項の規定により届け出ます。

届出者

〒_____
住所_____
氏名_____
印 農業相続人との続柄_____

〒_____
住所_____
氏名_____
印 農業相続人との続柄_____

〒_____
住所_____
氏名_____
印 農業相続人との続柄_____

〒_____
住所_____
氏名_____
印 農業相続人との続柄_____

〒_____
住所_____
氏名_____
印 農業相続人との続柄_____

〒_____
住所_____
氏名_____
印 農業相続人との続柄_____

記

○ 平成____年分 相続税

○ 免除を受ける相続税の額_____円

○ 相続税の一部免除の場合

- 1 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）

（納税猶予分の相続税額） （贈与分の農業投資価格超過額） （免 除 額）
 _____円 × _____円 = _____円
 （相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額） （100円未満は切り捨てて下さい。）

- 2 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）

（納税猶予分の相続税額）
 _____円 × _____円 = _____円
 （市街化区域内農地等（都市営農農地等を除く）である特例農地等の取得の要する農業投資価格超過額） （市街化区域内農地等（都市営農農地等を除く）である特例農地等について既に措置法第70条の6第7項又は第8項の規定により確定した相続税額）
 （相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額）
 （免 除 額）
 = _____円（100円未満は切り捨てて下さい。）

関与税理士

電 話 番 号

(資12-26-2-A4統一)

※ 印欄は記入しないでください。

(裏)

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者
- (2) 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人
- (3) 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2 記載方法等

- (1) 本文の「平成 年 月 日に」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。
- イ 免除事由が上記1の(1)の場合
- 例えば「平成〇〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」
- ロ 免除事由が上記1の(2)の場合
- 例えば「平成〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」
- ハ 免除事由が上記1の(3)の場合
- 例えば「平成〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」
- (2) 「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。
- (3) 「免除を受ける相続税の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。
- (4) 「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。
- イ 上記1の(2)に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）」欄の算式に従って計算し記載してください。
- ロ 上記1の(3)に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（都市営農農地等を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">通達日付印の年月日</td> <td style="width: 10%;">捺印</td> <td style="width: 10%;">番</td> <td style="width: 10%;">号</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		通達日付印の年月日	捺印	番	号	年 月 日				※印欄は使用しないでください。
通達日付印の年月日	捺印	番	号							
年 月 日										
非上場株式等についての 贈与税 相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書										
税務署 受付印	平成____年____月____日 _____ 税務署長 〒 住所 _____ 氏名 _____ 印 (電話番号 _____) 第4項 第____号 第8項 第____号 第12項 第____号 私は、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条 経営承継受贈者 に規定する 経営承継相続人等 に該当し、同項の規定の適用(注)を受けたいので、同条第14項の規定 経営相続承継受贈者 により届け出ます。 (注) ・ この届出書を平成26年12月31日までに提出した場合であっても、新法の適用は平成27年1月1日からとなります。 ・ 新法の適用を受けるためには、地方経済産業局に「新制度適用希望申出書」（新制度の適用を希望する旨などを記載した書面）を提出する必要があります。									
1 認定（贈与・相続）承継会社の名称及び本店の所在地										
認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 認定（贈与・相続）承継会社の本店の所在地 _____ (注) 新法の適用を受けることを選択する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社が2以上ある場合には、認定（贈与・相続）承継会社ごとに、この届出書を提出してください。										
2 認定（贈与・相続）承継会社に係る非上場株式等の取得年月日										
非上場株式等の 贈与を受けた 年月日 相続(遺贈)があった	平成____年____月____日									
(注) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（改正前の租税特別措置法第70条の7の4第1項の規定）の適用を受けている場合には、「非上場株式等の贈与を受けた年月日」と下欄(※)の「非上場株式等の贈与者が死亡した年月日」を記載してください。										
※非上場株式等の贈与者が死亡した年月日	平成____年____月____日									
関与税理士	電話番号									

(資12② - 31 - A4統一)

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、下表の①から③に掲げる方（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方）が、それぞれに掲げる規定（以下「新法」といいます。）の適用を受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限やこの届出により適用される新法の概要などについては、「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし（平成27年1月1日施行）」（パンフレット）でご確認ください。

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方の区分	規 定
① 改正法附則第86条第4項各号に掲げる経営承継受贈者	新租税特別措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定のうち改正法附則第86条第4項に規定するもの
② 改正法附則第86条第8項各号に掲げる経営承継相続人等	新租税特別措置法第70条の7の2（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）の規定のうち改正法附則第86条第8項に規定するもの
③ 改正法附則第86条第12項各号に掲げる経営相続承継受贈者	新租税特別措置法第70条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）の規定のうち改正法附則第86条第12項に規定するもの

※1 「改正法」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）のことをいいます。

2 「新租税特別措置法」とは、改正法による改正後の租税特別措置法のことをいいます。

(注1) 上記①から③に掲げる方であっても、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用に係る贈与又は相続等により、贈与者又は被相続人から次の上場株式等を取得している場合には、新法の適用を受けることはできません。

・ 認定（贈与・相続）承継会社（下記2の会社をいいます。）及びその会社の同族関係者が保有する法人（医療法人を除きます。）の株式等（投資口を含み、非上場株式等を除きます。）の数又は金額が、その法人の発行済株式等の総数又は総額の3%以上に相当する場合における当該法人の株式等

(注2) 提出期限までにこの届出書を提出しない場合には、引き続き改正前の租税特別措置法の規定が適用されます（新法の適用を受けることを選択しない場合には、この届出書を提出する必要はありません。）。

(注3) この届出書を平成26年12月31日までに提出した場合であっても、新法の適用は平成27年1月1日からとなります。

(注4) 新法の適用を受けるためには、地方経済産業局に「新制度適用希望申出書」（新制度の適用を希望する旨などを記載した書面）を提出する必要があります。詳しくは、中小企業庁ホームページをご確認いただくか地方経済産業局にお尋ねください。

第4項 第__号 経営承継受贈者
 1 標題の「贈与税」や本文の「第8項 第__号」、「経営承継相続人等」などの箇所については、該当する部分
 第12項 第__号 経営相続承継受贈者
 以外の文字を横線で抹消してください。

第4項 第__号 経営承継受贈者
 また、「第8項 第__号」及び「経営承継相続人等」は、届出者が改正法附則第86条第4項、第8項又は第
 第12項 第__号 経営相続承継受贈者

12項の各号のいずれに該当するかについて、下表の①から③の特例ごとの区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

特 例	区 分 〔左記（①、②又は③）の特例の適用を受けている 非上場株式等の贈与又は相続等の時期〕	記載例	
		第4項 第__号 第8項 第__号 第12項 第__号	経営承継受贈者 経営承継相続人等 経営相続承継受贈者
① 非上場株式等についての贈与税の納税猶予	平成22年3月31日以前の贈与	第4項 第__1号	経営承継受贈者
	平成22年4月1日から平成23年6月29日までの間の贈与	第4項 第__2号	
	平成23年6月30日から平成26年12月31日までの間の贈与	第4項 第__3号	
② 非上場株式等についての相続税の納税猶予	平成22年3月31日以前の相続又は遺贈	第8項 第__1号	経営承継相続人等
	平成22年4月1日から平成23年6月29日までの間の相続又は遺贈	第8項 第__2号	
	平成23年6月30日から平成26年12月31日までの間の相続又は遺贈	第8項 第__3号	
③ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予	平成22年3月31日以前の相続又は遺贈	第12項 第__1号	経営相続承継受贈者
	平成22年4月1日から平成23年6月29日までの間の相続又は遺贈	第12項 第__2号	
	平成23年6月30日から平成26年12月31日までの間の相続又は遺贈	第12項 第__3号	

2 「認定（贈与・相続）承継会社」とは、改正前の租税特別措置法第70条の7第2項第1号、同法第70条の7の2第2項第1号及び同法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社をいいます。

3 新法の適用を受けることを選択する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社が2以上ある場合には、新法の適用を受ける非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社ごとに、この届出をする必要があります。届出をしない認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等については、新法の適用はありません。

3 寄附財産の明細及び使用目的等

寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）						
番 号	1	2	3	4	5	
種 類						
細 目（地目・構造・銘柄等）						
所 在 地						
数 量（面積等）	A					
寄附財産が 株式である場合	発行法人の発行済株式総数	B				
	寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数	C				
	寄附を受けた法人が有することとなった株式数（A+C）	D				
	保有割合（D/B）		%	%	%	%
贈与又は遺贈した財産の価額		①				
贈与又は遺贈した財産の取得年月日			・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
必 要 経 費	取 得 費 概算取得費による場合	取得価額・設備費・改良費	②			
		償却費相当額	③			
		差引計（②－③）	④			
		概算取得費による場合（①×5%）	⑤			
	譲渡に要した費用		⑥			
	計（④+⑥）又は（⑤+⑥）		⑦			
	差引金額（①－⑦）		⑧			
申請者の代表	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使用目的等	使用開始（予定）年月日		開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・
	使 用 目 的					

この表には、第3表一付1及び第3表一付2があります。
 寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合）には、第3表一付1の所定の事項を記載してください。
 また、寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表一付2の所定の事項を記載してください。

(資 13-1-5-A 4 統一) (26.7)

〔第3表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表には、譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
- 2 「寄附財産の明細及び使用目的等」欄は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
- 3 寄附財産が株式である場合には、銘柄ごとの株式数のほかに、「発行人の発行済株式総数」、「寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数」、「寄附を受けた法人が有することとなった株式数」及び「保有割合」について記載してください。
- 4 土地、建物及び株式以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を明記して添付していただいても差し支えありません。
- 5 「使用開始(予定)日」欄には、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用開始した年月日を記載してください。
- 6 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」等のように具体的に記載してください。
- 7 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の人への寄附財産についても同様に記載し、各人の持分を記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合には、設立発起人会等の議事録）の写し
- 3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産の鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等）
- 4 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 5 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその土地の登記事項証明書等（農地の場合には、農地転用許可書の写しを含む）、②利用状況を示した公図の写し又は地番入実測図、その土地を中心とした見取図（隣接した土地の利用者の記載された住宅案内図等）及び写真等
なお、その土地の上に建物がある場合には、その建物の登記事項証明書等、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等
- 6 寄附財産が建物の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその建物の登記事項証明書等、②利用状況の分かる平面図及び写真等
- 7 寄附財産が株式の場合には、①寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株券又は株主名簿の写し等）、②配当金の利用計画書、③過去5年間の配当状況を記した書類、④発行人の直近の事業報告書・決算書等
- 8 寄附財産が美術品の場合は、①寄附した美術品のうち主要なもののカラー写真、②寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書

租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により
資産の移転を受けた場合の届出書

国 税 庁 長 官

平成 年 月 日

届 出 者
(公益合併法人)

〒

所 在 地

フリガナ

名 称

代表者氏名

印

(連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けましたので、租税特別措置法第40条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日

昭和・平成 年 月 日

承認年月日

昭和・平成 年 月 日

公益法人等が特定贈
与等を受けた財産等
の寄附者

住 所

電 話 番 号

(寄附時の住所

〒

(電話番号 ー ー)

フリガナ

氏 名

承認を受けた財産の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量

特定贈与等を受けた公益法人等

【合併年月日 平成 年 月 日】

主たる事務所の所在地

フリガナ

名 称

代表者氏名

電話番号

届出者が移転を受けた財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始(予定) 年 月 日	使 用 目 的
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

移転を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日

平成 年 月 日

その他参考事項（やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

使用開始予定年月日

平成 年 月 日

作成税理士
事務所所在地
(電話番号)
署名押印

* 税務署整理簿（この欄の項目は記載する必要はありません。）						
通信 付印	送 付 年 月 日	寄 附 者 所 属 署	1 自署	署→局	局→署	(1)
			2 他署（自局）			
			3 他署（他局）			
			4 不明			

(資 13-43-A 4 統一) (26. 4)